

平成21年第4回足寄町議会定例会議事録(第3号)

平成21年12月10日(木曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 議案第 1 3 5 号 足寄町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例 < P 3 ~ P 4 >
- 日程第 2 議案第 1 3 0 号 平成 2 1 年度足寄町一般会計補正予算 (第 1 2 号) < P 4 ~ P 3 1 >
- 日程第 3 議案第 1 3 1 号 平成 2 1 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) < 延会 >
- 日程第 4 議案第 1 3 2 号 平成 2 1 年度足寄町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) < 延会 >
- 日程第 5 議案第 1 3 3 号 平成 2 1 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 7 号) < 延会 >
- 日程第 6 議案第 1 3 4 号 平成 2 1 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 3 号) < 延会 >

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日12月9日に開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に議案第135号の提案説明を受けた後、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

次に、議案第130号から議案第134号までの補正予算案の提案説明を受けた後、即決で審議をいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議案第135号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第135号足寄町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長中鉢武美君。

住民課長（中鉢武美君） 提案説明の前に、訂正・おわびを申し上げます。

12月1日提案の議案第127号の質問の中で、8番高橋議員の答弁において、「うちの福祉施設特別養護老人ホームにすべての方が入れないということで町外の施設に入っている方もおりますので、そういった場合については住民と同等の扱いをしている」と言いましたが、再度内容を確認したところ、その

場合は住民外として取り扱っていたことが判明しましたので、訂正し、おわび申し上げます。

続きまして、ただいま議題となりました議案第135号足寄町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

足寄町火葬場設置及び管理条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正するものであります。

この改正は、足寄町火葬場の新築に伴い、火葬場使用料の見直しを図るものであります。

火葬場におけるランニングコストの計算としては、1年間の契約基本料を含む電気料、暖房料、暖房用燃料費、火葬燃料費、人件費、浄化槽保守管理業務等経費等の実費費用を、年間予想火葬件数で除して積算しております。

内容としては、第3条の表の区分を「住民等」と「以外」に分けまして、第3条に2項を加えるものであります。

区分の住民等とは、死亡者または死亡者の火葬許可申請者が本町の住民基本台帳に登録されている者または外国人登録原票に登録されている者とし、料金につきましては、平成18年に条例改正がされ、自律プランにより一定の使用者負担が求められておりますが、足寄町に住んでいて人生最後の尊厳の場であり、今までの御苦勞に感謝申し上げ、料金を据え置くこととするものであります。

次に、区分の上記以外ですが、火葬場使用料としては、管内町村を勘案した場合、隣の陸別町が3万円、上位の土幌町で3万5,000円となっており、人件費を除く費用負担として、15歳以上を3万円、15歳未満を2万円、死体児を1万円と改正するものであります。

また、死体児の場合は、当該死体児の母親の区分によるものとします。

なお、今まで取り扱っております中で、人体の一部、または改葬の場合ですが、無料と

するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、次ページ右の欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第135号足寄町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第135号足寄町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

議案第130号～議案第134号

議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第130号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件から日程第6 議案第134号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第130号平成21年度足寄町

一般会計補正予算（第12号）から議案第134号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）まで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。議案第130号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,426万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,040万1,000円とするものでございます。

補正のほとんどが事業執行残によるものでありますが、歳出の主な事項から御説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、委託料におきまして、共生型自立支援ハウス入居者支援業務といたしまして271万2,000円を減額いたしました。

20ページをお願いいたします。扶助費におきまして、障害者介護給付費といたしまして299万1,000円を計上いたしました。

国民健康保険助成費、繰出金におきまして、国民健康保険事業特別会計繰出金といたしまして444万3,000円を減額いたしました。

老人福祉費、老人福祉総務費、扶助費におきまして、老人保護措置費といたしまして220万8,000円を減額いたしました。

介護保険助成費、繰出金におきまして、介護保険特別会計繰出金といたしまして210万6,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。児童福祉費、児童福祉総務費、扶助費におきまして、児童手当といたしまして200万円を減額いたしました。

児童医療費、扶助費におきまして、乳幼児医療費といたしまして202万9,000円を減額いたしました。

子育て支援費、委託料におきまして、家庭

的保育業務といたしまして230万円を減額いたしました。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、貸付金におきまして、医師等修学資金貸付金といたしまして240万円を減額いたしました。

24ページをお願いいたします。清掃費、じん芥処理費、負担金補助及び交付金におきまして、池北3町行政事務組合じん芥負担金といたしまして489万6,000円を減額いたしました。

病院費、負担金補助及び交付金におきまして、救急医療確保経費負担金といたしまして299万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金におきまして、新規就農者経営開始奨励金といたしまして200万円を計上、防衛施設関連農業用施設設置事業補助金といたしまして1,019万円を減額いたしました。

26ページをお願いいたします。林業費、水源林造林事業費、役務費におきまして、手数料といたしまして3,337万5,000円を計上いたしました。

工事請負費におきまして、作業道整備工事といたしまして2,047万5,000円を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。土木費、土木管理費、地籍調査費、委託料におきまして、地籍測量業務といたしまして398万4,000円を減額いたしました。

都市計画費、土地区画整理費、繰入金におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計繰入金といたしまして550万6,000円を減額いたしました。

30ページをお願いいたします。まちづくり交付金事業費、工事請負費におきまして、高質空間形成施設工事といたしまして369万6,000円を計上いたしました。

補償補てん及び賠償金におきまして、まちづくり交付金事業に伴う移転補償費といたしまして418万4,000円を減額いたしま

した。

住宅費、住宅建設費、工事請負費におきまして、北団地公営住宅団地周辺整備工事といたしまして272万8,000円を減額いたしました。

32ページをお願いいたします。消防費、消防施設費、負担金補助及び交付金におきまして、池北3町行政事務組合消防負担金といたしまして442万7,000円を減額いたしました。

災害対策費、工事請負費におきまして、全国瞬時警報システム整備工事といたしまして871万1,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

10ページにお戻りください。国庫支出金、国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、農業費国庫補助金におきまして、防衛施設関連農業用施設農業機械設置事業国庫補助金といたしまして1,019万円を減額いたしました。

土木費国庫補助金、都市計画費国庫補助金におきまして、まちづくり交付金事業国庫交付金といたしまして600万円を計上いたしました。

教育費国庫補助金、小学校費国庫補助金におきまして、足寄小学校改築事業国庫交付金といたしまして2,195万円を計上いたしました。

消防費国庫補助金におきまして、防災情報通信設備整備事業国庫交付金といたしまして701万3,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。寄附金、総務寄附金、総務管理寄附金におきまして、総務寄附金といたしまして財団法人北海道薬効植物研究所からの362万4,000円を計上いたしました。

繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして4,528万9,000円を減額、農業振興基金繰入金といたしまして200万円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。諸収入、

雑入におきまして、水源林造林事業収入といたしまして5,510万6,000円を計上いたしました。

高額医療費等納付金におきまして、重度心身障害者高額医療費等納付金といたしまして300万円を減額いたしました。

町債、土木債、都市計画債におきまして、まちづくり交付金事業債といたしまして1,180万円を減額いたしました。

教育債、小学校債におきまして、足寄小学校改築事業債といたしまして1,370万円を減額いたしました。

以上で、歳入を終わらせていただきます。

4ページにお戻りください。第2表繰越明許費2件をお願いいたしました。

第3表債務負担行為補正、変更1件をお願いいたしました。

第4表地方債補正、変更2件をお願いいたしました。

以上で、平成21年度足寄町一般会計補正予算(第12号)についての説明を終わらせていただきます。

次に、特別会計について御説明いたします。

39ページをお願いいたします。議案第131号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億14万7,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出とも特に説明すべき事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、49ページをお願いいたします。議案第132号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万5,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,790万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出とも特に説明すべき事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、65ページをお願いいたします。議案第133号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第7号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,463万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4万9,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。事業費、委託料におきまして、事業区域地区界分筆業務といたしまして201万6,000円、区画道路調査設計業務といたしまして200万6,000円、附帯事業調査設計業務といたしまして228万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

補償補てん及び賠償金におきまして、土地区画整理事業に伴う移転補償といたしまして7,932万1,000円を減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

70ページにお戻りください。保留地処分金といたしまして205万7,000円を計上いたしました。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして560万6,000円を減額いたしました。

町債、土地区画整理事業債におきまして、地方道路等整備事業債といたしまして920万円、地方道路等整備事業債、地方特定道路といたしまして6,220万円をそれぞれ減額いたしました。

次に、66ページにお戻りください。第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、75ページをお願いいたします。議案第134号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

収益的収入及び収益的支出の総額からそれぞれ421万8,000円を減額し、収益的収入及び収益的支出の総額をそれぞれ10億9,617万3,000円とするものでございます。

次に、資本的収入の総額に73万円を追加し資本的収入額を4,643万1,000円とし、資本的支出の総額に146万円を追加し資本的支出の総額を6,467万3,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する補正後の額1,824万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、第4条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費11万2,000円の減額補正をお願いしております。

次に、第5条で、棚卸資産の購入限度額を1億1,562万3,000円に変更をお願いしております。

補正の内容について申し上げます。

78ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、支出から申し上げます。

病院事業費用、医業費用、給与費、賃金におきまして、整形外科臨時医師賃金といたしまして161万5,000円を計上、眼科臨時医師賃金といたしまして200万円を計上、一般臨時医師賃金といたしまして709万円を減額、休日当直臨時医師賃金といたしまして302万3,000円を計上いたしました。

材料費、医薬品におきまして、診療用医薬品といたしまして880万3,000円を減額いたしました。

給食材料費におきまして、患者用給食材料といたしまして358万8,000円を計上

いたしました。

次に、収入について申し上げます。

病院事業収益、医業収益、外来収益におきまして、一般外来収益といたしまして791万4,000円を減額いたしました。

その他医業収益、他会計負担金におきまして、救急医療確保経費に対する一般会計負担金といたしまして299万4,000円を計上いたしました。

医業外収益、負担金交付金、他会計負担金におきまして、インフルエンザ医薬品備蓄経費に対する一般会計負担金といたしまして151万円を計上いたしました。

次に、80ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、支出から申し上げます。

資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費、機械備品購入費におきまして、医事検査等システム接続装置一式といたしまして146万円を計上いたしました。

次に、収入について申し上げます。

資本的収入、一般会計出資金、負担区分による一般会計出資金、他会計出資金におきまして、建設改良費に対する一般会計出資金といたしまして73万円を計上いたしました。

以上で、議案第130号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第12号)から議案第134号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)まで一括提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第130号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第12号)の件の質疑を行います。

16ページをお開きください。歳出から始めます。款で進めます。第1款議会費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第2款総務費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第3款民生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第4款衛生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) この農林水産業費の中の防衛施設関連農業用施設設置事業が1,000万強減額になっているわけですが、これはなぜなのか、お尋ねします。

議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

経済課長(鈴木 泉君) お答えいたします。

補正の理由としましては、防衛施設関連農業用施設、農業機械なんです。設置事業の国庫補助金に伴う農業用機械導入については、当初予算計上額に対しまして執行残が発生した理由としましては、昨年12月時点で実施設計をしております。事業実施主体であります足寄町農協において3社の仮見積書を徴収しまして、設計書に基づきまして当初予算計上をさせていただいたところでございます。

その中で、導入農業機械につきましてはトラクターが4台であります。設計費につきましては2,809万9,000円でありまして、契約執行額につきましては2,090万7,000円となっております。トラクターの執行残が719万2,000円となっております。

続きまして、ビートハーベスターでございますが、これも4台でございますが、これにつきましても設計額が1,216万8,000円のところ契約執行額が1,066万6,000円ということで、150万2,000円の執行残となっております。

三つ目のリパシブルプラウの関係でございますが、これについても2台を購入すると

なっております。設計額につきましては483万8,000円のところ契約執行額が351万7,000円ということで、132万1,000円が執行残となっております。

4点目のパワーハロウでございますが、これも2台なんです。196万の設計のところ178万5,000円ということで、17万5,000円が執行残となっております。

となっております。それぞれの導入機械の減額となった理由につきましては、まずトラクターにつきましては、設計額算出の根拠につきましては、特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律の施行に伴いまして、トラクターについても排ガス規制の適用を受けることとなったことから、各社とも排ガス規制に伴うエンジン規格等の変更が生じまして、また当時、鋼材価格も上昇していた現状をかんがみまして、さらには設計時点においてメーカーから正式な価格が発表されてなかったというような状況もございまして、総合的に勘案し、設計金額が交付申請時の見積もり価格より下回ることはないような金額で設計しておりましたが、結果、見込んだ額の価格には至らなかったものであります。

次のビートハーベスターにつきましては、実施設計時に導入予定機種が1月にかけて値上げされる予定でありましたが、値上げ予想分と当時の鋼材価格の上昇分等を見越して設計しておりましたが、予想より値上げ幅が小さく、また、先ほども申し上げたとおり鋼材価格が落ちつきを取り戻したことから、結果として執行残が発生したものでございます。

次のリパシブルプラウにつきましては、実施設計段階ではハロウ装置というものを想定しておりましたが、その後、移動時に損傷しやすいとの事例が判明したことから、導入後にむだな修理経費がかさむこと等を考慮し、ハロウ部分を取り外した形で導入するに至ったこと。

さらには、実施設計時における先ほども申しましたように鋼材価格の上昇とその後の推移を予想して設計額を算出しておりました。

が、その後、価格が安定したため、結果として実施設計価格を下回ったものでございます。

最後のパワーハロウにつきましては、実施設計時における鋼材価格の上昇とその後の推移を予想して設計額を算出しておりましたが、その後、価格が安定したため、結果として実施設計価格を下回ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） とてもわかりやすかったです。

議長（吉田敏男君） 他に農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、第8款土木費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第9款消防費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 以上で、歳出を終わります。

8ページをお開きください。歳入に入ります。歳入一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 消防費の中の工事請負費の中で、全国瞬時警報システム整備という工事の項目でちょっとお伺いをさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

議長（吉田敏男君） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前11時21分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 審議中会議の中断をいたしまして、まことに申しわけございませんでした。

ただいま議会運営委員会の協議をさせていただきまして、予算の審議の進め方について整理をさせていただきました。

審議は、歳出より款によって進めてまいります。歳出の最後の款の質疑が終了した後、歳出における総括質疑を行います。次に歳入一括の質疑の後、歳入総括質疑を行います。

なお、第2条以降のある場合は、それぞれの質疑を受け、それが終了後、全体に対する総括質疑を行います。

なお、質疑のあり方については、原則として款ごとの関連のある質疑を行うことといたします。

大変御迷惑をおかけいたしまして、ただいまの議会運営委員会の協議の結果を報告させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議案第130号～議案第134号（続）

議長（吉田敏男君） それでは、続行をいたします。

歳入の総括のところにとまっておりますから、ここから始めたいと思います。歳入の総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 4ページにお戻りください。第2表繰越明許費2件、これに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第3表債務負担行為補正、変更1件、質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 第3表の債務負担行為補正についてお尋ねいたします。

これは過般の11月の臨時議会にも同様な関係の補正予算、債務負担行為補正がされましたけども、今回この内容を見ますと、6,000万が増えたとって限度額が増されて補正でございますけど、約でございますけど、この内容についてね、それから11月のことも含めてその関連について。

その時点ではこの債務負担補正が出せなかったのかどうか、現時点の補正の正当な理由が何かあったのかどうか、内容もあわせて、この提案のあり方等も含めてお尋ねをしたいと存じます。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 答弁申し上げます。

第3表の債務負担行為補正につきましては、スーパーL資金の貸し付けということでございます。それで今回の変更につきましては、当初8件、32経営体ということで進めておりましたが、確定している分につきましては8件の8経営体でございます、残りこれから年度内に、10経営体を年度内に貸し付けを実行するという予定でございます、当初計画したのから変更がございまして、それに貸付額の増額も加えられたことによりまして、今回、変更補正ということでございます。

それで、今申しましたように8経営体のうちの既に確定している分につきましては5,018万円となっております、今後予定されるものが3億34万5,000円ということで、トータル3億5,052万5,000円ということに対する利子補給ということで限度額を設定した中でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） それで変更前の32

経営体から14経営体減ってますよね。今回の提案はわかりましたけど、その関連は減になってますでしょう、32経営体が18経営体で、今提案されているのは、確定したのは8経営体で、残りはこれから、まだ確定していないけど3億強が予想されますよと、この辺はわかるんですけども、この辺の経営体数の変更、この関係と、もう一つは、先ほど第1回目にお尋ねいたしましたように11月補正との絡み、その時点はこの状況はまだ、もっとも10経営体が確定していないというんだから、ぎりぎり定例会まで引っ張ったという表現が適切かどうか、ぎりぎりの段階までこのことがあったのかなと、執行上ね、そういうことは予測されますけども、しからば、11月末の臨時会の絡みの中でこれが仮に出る可能性はあったのか、それからこれが同時に出なかったその理由、何か相関関係あるんでしょうか。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） お答えいたします。

最初の変更前の32経営体につきましては、当初計画の中で農協と協議した結果、予想される経営体ということの32経営体ということで当初進めてございましたけれども、ここに至って、今先ほど申しましたように18経営体ということでそれが支持されたということでございます。

それで前回においては、まだその中身につきましては、前回の段階ではまだこういったことが見えてないということもありまして、前回につきましてはその段階のものを提案したものでございまして、今回さらに32から18経営体が変わったということにつきまして、今回提案するものでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 問題は懸念するものは、確定しない10経営体ですよ。今回債務負担行為補正になってる3億強、これ金額ももちろん以内でございますんでね、もちろ

んふえることは全くないんでしょうけども、この辺はなかなかあれですか、この定例会までなかなか読めないという問題があるんですか。

もちろん町が実際執行してるわけじゃございませんのでね、農業団体の絡みもあって、そういうすくみの中でこの提案がなされてくるということなんでしょうけども、これも一つ、0.5%以内というんですけども、エンドユーザーという立場に立って、つまりその経営体の実際町民ですよ、農業者ですよ、そうなったときの実質の利子補給というのはどんなことになってるんでしょうか。

今、提案されたのは0.5とわかりますよ、以内ですけど。実態エンドユーザーサイドに立った場合は、どういう利子補給される状況になってるのか、その辺は。

11月の場合はこれ道の関係もありましたんでね、今回は全くそういうことは、この補正予算見る限り、ちょっとその辺がよく承知できないんですけども、この辺の絡みはどうなってますか。

議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時30分 休憩

午前11時45分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） まことに申しわけないです。それで質問にお答えいたします。

最初の質問でございます11月の議決の案件につきましては、これは大家畜の特別支援資金ということの関係でございます、今回との関係につきましては、関係がございません。

そして今回L資金ということでございますので、先ほど申しましたように農業経営基盤強化資金の融資に伴う利子補給となっております。

それから、4月の32経営体につきまして

は、当初で議決されているものでございまして、随時貸し付けがございましてということも予想されまして、そういったことで当初で議決を得ているものでございます。

次に、基準金利でございますが、日本政策金融公庫の貸付利率につきましては、一番高いというか、率の高いところでいきますと、17年から25年以下というところなんですけど2.25%となつてございまして、そして今回0.5%以内というのは上限でして、今現在のところは0.32%ということで進んでございまして、そのうち町が0.16%、道が0.16%ということでございます、0.5%の根拠につきましてはそういったことでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、第4表地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

次に、全体の総括はございませんか。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 全体での総括をさせていただきますと思います。

先に、今回第2表で繰越明許として消防費の全国瞬時警報システム整備事業ということで871万1,000円、国からの交付金、また一般財源も含めた中で予算化されて、年度内にできないというのがこれで承知してらるんですが、これはまずいつごろまでに完成予定を考えているんですかね。

年度内にできないというのは、このことによって予算化づけでわかるんですけど、まず完成の予測される時期をちょっとお答えをしていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

この設備につきましては、国の方からの事業ということでおりにきています。今現在の国の方のスケジュールといたしまして、今年度については、今年度予算では動きますけれども、事業実施は今年度内にできないということで、明許繰越をお願いするということでございますが、現在国の方で考えているスケジュールでいきますと、市町村の整備事業完了というのは、早くとも22年の夏以降になるのではないかとということで全国的にとらえられているということで、私の方もこれから業者等と協議しながら進めるわけでございますけれども、全国的な事業でございますので、国の言っている期間的にまでにはかかるのかなという感触であります。

議長（吉田敏男君） 4番井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） このように事業目的等説明もここで資料として添付されてますけど、人命に直接かかわるようなことでありますから、なかなか国のいわば方針等々も沿った中で進めていかなければいけないという難しいところもあると思いますけど、これは一日も早くいろんな機関を通してやっぱり整備なり設置、きちっと考えていっていただきたいと思います。

そこで、先ほど御迷惑をおかけしました歳出の中で、この瞬時警報システム整備工事の消防費の中でですけど、この金額が掲示されていると。

実は私も総務課へ行かれまして、その中で各自このことよっての、先ほどもちらっと発言権のないときにお話をさせていただいたんですけど、事態が事態だけに、緊急事態だと想定した中で、住民に音声による伝達をされるというそういうシステムだと。

災害の無線ということで屋外のスピーカー等々を利用されているということで、私も所管の課の方にお邪魔をさせていただきまして、参考にこのいわばマップ、配置した10個ですね、足寄町内に、マップをちょっと見せていただいたんですよ。非常に全町内広

域的にバランスよく設置されてるなというふうには感じてはおります。

苦慮の設置の方法でないかなということはよくおうかがいできるんですけど、現に私も旭町の数件の方と、緑栄、南区、緑町、栄町、それから旭町等の参考に住民の方に、2～3人ずつですけど、本当にどうなんですかと、この音声の今使われてるスピーカーの状況はいかがなんですかとお聞きしたところ、西町周辺は非常に鮮明に、大分よくなりましたよという意見でした。ですけど、旭町、緑栄関係が全く、全く、何かごもごも言ってるというのは聞こえると、だけど全く用をなしてないに近いんですよ。

私も実はことしの夏、熊の出没ということでスピーカーの伝達があったとき、外へちょっと出て見たら、熊という言葉は何となく聞こえたけど、それ以降の文言が聞き取れないと。

今回このような大きな瞬時に対してのいわば住民に対してのいわば伝達方法が、スピーカーも通してこのような工事費を使われて、衛星システムも加わるらしいですけど、そういうようなところをもう一回きっちりとは私は検証されるべきだと。

その検証の仕方も、ラジオの下に行つてのぞいたようにして、ただ1対1の通信をやりとりするような程度でなくて、やはり距離を2～300メートル置いた位置でちょっと各箇所の再チェックをされてはいいんでないだろうか。

4年ほど前ですかね、ちょっと話がもとに戻っていきますけど、自治連合会さんで一番問題になっていたのは、このスピーカーの音声非常に聞き取れないと、これがそちらの役所の方にも言っておられたと思うんですけど、非常に何を言ってるのか、音声は割れる、鮮明に聞こえないという話題にも実はなったんです。

その後、町の所管の方々がいろんな苦労されたと思うんです。これも私がそういいながら、気象条件だとかやはり風の状況、風った

ら気象条件ですけど、それとか車の交通の状況によっては、これはなかなか難しいところもあると思うんです。

ですけど、私はこのような人命に直接かわるような、まして町の今の状況を考えますと、だんだんだんだん高齢化していったら、高齢化ということは耳も遠くなっていったらの方が、やっぱり何とか、人命にかかわることなものですから、少しでも鮮明に聞こえる方法を、施策をやっぱり講じてほしいと。

このような大きな金額を今回あれされるにかかわって、余計ですね、私はもう一回検証されたらいいいんではなからうかなと、この際ですね。

それと、この図面も非常に立派にできてるんですけど、あら探しするわけでないんですけど、設置場所が全く明記されてないんですね、これ図面。

私も一瞬、これどこなんだろうかと、非常に精密な箇所はわかるんですけど、これどここの位置に属するんだ、ああ、これがここの学校なんだな、ここはこれは児童館なのかなとかという、これ10ヵ所設置されてるんですけど、少なくともこのマップにですね、箇所をどんだんだんだんあれするんじゃないですけど、これだけの空欄があれば、やっぱり10ヵ所の と番号は御丁寧に振ってあるんですけど、1番はこれどこなんだべな、1番は、足寄高校あたりなのかな、1番は足寄高校だとか、2番はどこどこだとか、私はね、職員の方が後からいろんなトラブルあったとき、私はすぐね、行動を起こせると思うんです。

これじゃあ、やっぱり大体わかるにしても、だれが見てもやっぱり瞬時にわかるような設置場所というのを私は必要だと思うんですよ。そのような検証の仕方をまずさせていただきたいと思います。

それと、この個別受信機というのが自治連合会、自治会の会長さんあたりに町から、住民課さんかな、何か係の担当の人で自治会の方に、この個別受信機というのを自治会長

さんあたりに配付されてるはずなんですけど、これも実態としてどうなってるのかなと。

まあ表現がちょっと適さないかもしれないけど、ただ投げた、ほら、すれと、あんたら回り順番で伝達してきちっと管理するんだよと。

私も4年前、なぜ言うかという、自治会長をお世話なって実行したんですけど、この個別の受信機預かったことないんですよ、私自身はですよ。でも、ほかの自治会長さんは、いや持ってるよと。ということは、前任者からきっちりと移行をされてないということなんです。だからそのまず管理の方法が町としてなされてるのかなと。

確かに今自治会長ですから、自治会長名簿を見ればこの人だということはすぐわかります。ですけど、私はそうではないと思うんです。

これだけの緊急事態に関連するこのいわば受信機を、年度がわりにやっぱり町の方がその自治会長さんのとこに行って回収すると、そして新年度の新しい自治会長さんのとこに、きっちりとやはり取り扱いの方法なんかも説明して、私は1年間の任期なのか2年間の任期なのか、その自治体によってはわからないですけど、私はそういうような、こういうのは本当に人命にかかわるような器具の一部ですから、されるのが僕よろしいいんではなからうかなと。

何かすべて放り、さっきも言ったように渡したまま、あんたこっちの方で自治会で管理してくださいよと、その間に私はそういう器具のやはりチェック、いろんな機械の状況というのをやはり点検しておく必要もあると思うんですよ。

それと取り扱いの方法も、やはり町の職員の方がその自治会長さんの引き継いだ方のとこに行って説明をされるということが大事だと思うんです。

恐らくね、その状況をまず今まで2~3点お話しさせてもらったんですけど、どうなっ

てるかお聞きをさせていただきたいと思いま
す。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩を
いたします。昼食のため、1時まで休憩をい
たします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を
再開をいたします。

答弁から始めます。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答えを申し上
げます。

防災無線にかかわりますスピーカーの聞こ
えない地域ということでの御質問でございま
すが、かねてからこの防災無線の運営、管理
上の問題でのスピーカーが住民に対して聞こ
えないということが過去からも言われている
わけでございますけれども、設置当初から、
いろいろ専門業者が最大限聞こえる範囲内と
いうことでの市街地にスピーカー設置という
ことで、時間差で放送するというのもあっ
て、地域的に八まらないような状況ですと
か、そういった中でよりよい聞こえ方がする
範囲内ということでのエリア取りというこ
とで、今現在あるその地区地区にスピーカ
ーを立てたという状況があるものですから、
そのところは技術上スピーカーの上げ下げ、
高さがあるんじゃないかという御意見もあ
って、いろいろ業者とも相談しましたけれ
ども、そういったことも既に協議をしており
まして、今の現状ではいくしか、足寄町の
市街地の中ではこれが最大公約数的な聞こ
え方ということでございますので、御了承
いただきたいなと思えますし、また新たに
技術的なことがあって手法がもしとれると
するならば、今後また業者等とも相談しな
がら進めてまいりたいなと思えますが、い
ろいろ保守点検の中でもお話ししてるん
ですが、業者の方としては、これ以上は
限界、技術的に限界だということもござ
いますので、御了解をいただきたいなと
思えます。

また、もう1点、個別受信機、聞こえない
ところも個別受信機ということもありまし
て、一部地域によっては、栄町の方でした
かね、一部エリアから外れた部分について
は、個別の受信機も対応しているというこ
ろもありますが、また、防災上の観点から
自治会の協力をお願いするというので、当
初は設置しておりませんでしたけれども、
途中から自治会の方にもお願いをするとい
うことで、自治会長さん、もしくは防災
担当、それぞれ自治会さんの役員構成等
のこともありますので、自治会さんの動
きと、役員の動きというものがございま
すので、そこら辺は自治会さんにお任せ
をしているわけでございますけれども、自
治会さんに1台設置をさせていただいて、
配置をさせていただいて、その中で自治
会の中で協議していただいて、どこにつ
けておくのがベストかということで、自
治会内お互いが助け合えるような体制も
ということをお願いをしてございまして、
自治会に1台配付というのは、井脇さん
の言われたその1台というのは、そうい
うことで配付をしているものでございま
して、それを毎年、役員、自治会かわる
ので、そのかわる都度、我々職員が行
って、新たになった役員のところにつ
けかえ設置をお願いするとかということ
をしてはどうかということでございま
したが、ここは防災にあってもまちづく
りにあっても、お互いできることはして
いただきたいという観点から、自治会
内をよく話し合っていたら、自治会によ
っては、我々もまだ関知しているわけ
じゃございませんので、自治会長さん
についているのか、総務部長さんにつ
いているのか、防災担当の班がありま
してその班長さんがつけているのかと
いうのは、その自治会さんの内部の役
員体制の中で事情でつけていらっし
やると思えますので、そこは自治会
さんの中でうまく運用していただけれ
ばなと思えますので、とにかくそうい
ったことで自治会の中にあっては自主
防災的な観点から、受信機の役員が
かわれば移していただくというような
ことで御協力を願えればなとい

うのが我々の考え方でございます。

また、その個別受信機の管理が非常にメンテができてないんじゃないかということでございますが、毎日5時に定時放送的にブザーが鳴ったりしますから、個別受信機が異常があれば鳴らないとか、ランプがついていないだとか、簡単な構造になってまして、電池もしくはコンセントに差し込めば、ただ音が流れてくるということのような受信機でございますので、故障した際には聞こえなくなるというのが原則的になってますので、そういった異常のときには、私どもに届けていただければ、修繕するなり新しいものと取りかえさせていただくというようなこと、手だてをしていきたいと思っておりますので、まずはこの辺は自治会内に御協力をよろしくお願ひしたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願ひしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 今のいわば受信機の回答もいただきました。自治会の協力を得、またうまく活用なり運用をしていただきたいと思います。

私はね、この辺は微妙な本当に何ていうか、責任の度合いを考えると、町は住民のやはり命、暮らしを守るといふ大きな使命感からいうと、私はこれはね、ちょっとずさんだなと。大きな事故が起こってないからまだいいんですよ。事故が生じたときに私はね、これ問われると思うんですよ。

この管理そのものを私はね、これは協力を得てという言葉は非常にいいんですけど、自治会は自治会なりのいわば責任の度合いというのは、意識はやはりずっと低いですから、放り投げて私はね、そしたら一体この最終的な管理はだれがどうなってるんだと。

ただ探知してる、音が鳴る、だからメンテナンス面もそこで発見される、その程度だったらいいですけどね、やはりこういう町の大きな備品ですから、備品の管理というのは、やはりきっちりとやっぱりこの際徹底を今後

私はされるべきだと思います。

それと、スピーカーのメーカーさんとの協議、いろんな検証の中で限界という言葉が今言葉に出ました。限界だったら、私は音響機器メーカーの本体は、今の時代に即した性能のいいもんじゃないんじゃないですか。

もう何十年前に設置したのか何年前に設置したのか、これが限界だとしたら、住民の人は聞こえないという意見が多いんですよ。こちらの全町ではないですよ、聞こえないということがはっきりしてるのに、限界だからと、用をなさないものを、法に基づいて、最大いろんな法に基づいてしようがなしにつけなきゃいかんからつけてるわと、そして年に定期的に何回か、やはりそれを住民課なのか総務課なのか、私もその辺の扱いの範囲はわからないですけど、きっちりと職員の人がある一定の距離を置いて常に調べられている、調査されてるのかと。

本当に住民の言う人の意見が本当なのかという、私はやはりきめ細かに、気象条件の悪いときとか多少風の強いときだったとか、気象条件によってこれ音響はかなり変わってきますから、私はこれだけ住民の生命に直接かわることが、今このスピーカーのこれ以上鮮明には不可能だという限界という言葉を出たとなったら、これは問題だと思いますよ。

これは音響の1社なのか、その1社とどのような契約の方法になってるのかわからないですけどね、効力のない音響の本体設置会社、それはないものは設置するんだったらあきらめてもらわんとだめです、それだの性能の器具しか売れないんだったら。

本当にこのことは、この説明書にも書いてあるように、これはもういろんな中で広域的な緊急事態に対する伝達のシステムなわけですから、限界が来てるんですけど、いろいろやったけどこれ以上は、それだったらその本体を変えるか何らかの形で、今回ましてこのような国の費用が交付金として700万、一般財源から約170万のいわば補充をして大きな事態にも備えるということなわけですか

ら、住民の人がやはり非常に不安視してるといことは現実なんですから、やはりそのことはもう重大に受けとめてもらわないと私はいけないなと、そのように思います。

それと、先般も残念ながら火災が足寄町でも発生されました。これは非常に個々いろんな御意見があったです。ただ最小限、何か私どもには、我々にはわかるようなわからないような法で個人情報保護法というものがあるもんですから、非常にある解釈によっては、何か都合のいいような不都合のようなときに言葉を用いるようなことで、これはしようないともあると思うんですけど、この間は先般は非常に敏速に、どここの地区の何丁目が出火されてますときちっとスピーカーにも入られた、また一部では、何をこもこも言ってるのかわからないけど、その方向を言ってるんだなという、今のスピーカーの音声のいわば鮮明さの度合いが違う、地域によってはですね、だけど私はそれも最小限いいことだと思うんです。

ですからそちらの方向というのが、やっぱり肉親がおられる、大事な大事なおつき合いさせていただいてる地域の人らの方角で火災があったら、何とかお助けせにゃいかんと、少しでもという、野次馬的な人らも世の中にはいますから、これもいい悪いもありますけど、私はね、その辺も非常に難しいんですけど、最小限この間のようなやっぱり方向を、いわば出火した方向を敏速に続けていってほしいもんだなと。

個人名は別としてもですよ、方向でこちらの方から出火してると、こちらの方で大きな災害が起きたですよというやはり告知そのものはきっちりと続けてほしいもんだなと。

そういうことで、前後しましたけど、このスピーカーの本体そのものの検証というのを再度やってもらえるのかももらえないのか、それだけきっちりとお答えをいできて、今回の私のこのいわば瞬時のシステムの整備事業の費用のことに対するの質問を終わりたいと思うんですけど、もう一度最後にお答えをいた

だきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、防災無線のスピーカーの関係でありますけれども、基本的には、これは従来防衛の周辺整備事業で整備した部分でございます。

今回はハード部分での施工工事は伴っておりませんけれども、今御指摘のように、町中に11カ所程度のスピーカーの基地を設けておりますけれども、それですべての個別の住民にすべてが聞こえるような状況にはなっていないということで総務課長が申し上げたと思っておりますけれども、それはそれぞれの今の実態として、スピーカーの能力、それからアンプの能力等々からして、全部に聞こえるためにはそれぞれまた個別、別な意味での改修等々があるんですけれども、住宅の中において聞こえるのか聞こえないのか、外で聞こえるのか聞こえないのか。

例えば住宅の中ですと、住宅の新しい家であったり古い家であったり、そういった断熱の問題等々もあって、しかもテレビを受信をしている最中だったとか、それによって個々いろいろ条件が変わってきますので、今私も申し上げているのは、そういったことを含めて、いかに緊急性があったにしても、それぞれそういった条件をすべてクリアすることができないんだといっていることを申し上げているつもりであります。

じゃあ緊急で人命に関するのにそれでいいのかということになると思うんですけども、今回、予算の説明資料にありますけれども、緊急地震ですとか津波ですとかミサイル攻撃ですとか、そういったいろいろに対応するということでのソフトのシステムを入れるということでございまして、当然これらのことが実態として起きたときには、当然無線で第一報を伝えることとなりますけれども、放送で、当然私ども本部としては、第2次、第3次の体制をとっていくこととなります。

ですから、この一報だけで事すべてが完結するわけではございませんので、当然2次、3次で、場合によっては別な形の中で住民周知をしていきますので、即刻、そういった体制が構築されるということも理解していただきたいのと、もう一つ、自治会によってやっぱり防災に関しての意識が違うということがわかりました。御指摘のとおりだと思います。

具体的に言えば、一昨年ですね、旭町地区に自主防衛の組織というのが、自主的な組織がつけられました。地区連合で旭町地区全体でやってるんですけども、避難訓練も実施をしているところであります。

当然こういった大きな災害というのは、行政だとか警察だとか消防だけでは事済みません。当然テロだとかといったら、警察権力だとか自衛隊等々が動くんでしょうけれども、いずれにしても、町民と行政一体となった形の中で、こういった災害対応というのは結果としてはやらざるを得ませんので、そういった部分で自治会の御協力をいただければ、こういった災害対応というのは結果としてはでき切れないんだろうといったことで、私どもは今進めているのは、各自治会、連合会等々の会議もごさいますので、そういった意味で旭町地区を先駆的な取り組みとして、各自治会にもこういった方向でぜひ御協力をしていただきたいということ、今後もっともっと積極的に呼びかけをしまいたいというふうに思っています。

そういった部分でいけば、議員御指摘の回答にはならないのかもしれませんが、これがすべて第一報で決まるものではないということだけは御理解をいただいて、答弁したいと思います。

そしてもう1点、消防の関係でありますけれども、今回から防災無線でサイレンを鳴らしております。これは基本的には第1分団の招集のサイレンでございます。ですから最初の初期消火の段階で消防団員を呼ぶといったことで、地域住民に具体的に細かく言えてな

いというのは、そういったことで御理解を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君）他に総括、ございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君）それでは私の方より、まず熱が冷めやらないうちに教育委員会、教育次長、非常に短い時間の一般質問の答弁で大変失礼いたしました。ここで補正予算に当たって、総括質疑に際してお尋ねをさせていただきますと存じます。

まず、昨日の一般質問の教材備品等の関係の中で、今回補正で減額になってるわけですよ。これ当初予算、小学校費、中学校費、学校教育費の2目ですね、1目は違いますが、2目の関係の18節、この予算、額的にはそれほど額はございません、両方足しましてもね。ただ、考え方としてね、こういうことでよろしいのかどうかということ、ちょっとお尋ねしたいんですよ。

と申しますのは、予算そのものもまず国庫支出金、要するに他に財源するものについては小学校費1万なんですね、一般財源721万8,000円、これ当初予算。中学校費に至りましても2万7,000円の国庫支出金で一般財源が752万8,000円です。

その状況で執行して行って、ただいま提案になってる補正予算の予算補正ということですよ。要するに減額補正ですよ、要するに。そこでこの歳入にかかわって、今回のこういう補正をしなきゃならんのかどうかということですよ、しなきゃならんのかどうか。

例えば、午前中の質疑がありました農業団体が自主的に事業を執行する防衛庁の関連の農業予算の関係ございましたね、1,000万強、国庫支出金削減になりましたね。この場合と、この今の私がテーマにしてる教育行政にかかわる18節の削減予算というのは同一視すべきことなのかどうかということ、ね、疑問を呈してるんですよ。

その持つ意味はこういうことなんですよ。今政権交代になって、御案内のとおり今地方自治法施行令に基づいて予算総計主義で一定のことやってます。しかし、今回の麻生政権のときに政権交代がなりまして、予算をカットしましたね。

これは別に仕分け人も何も関係ない、仕分け人というのは当初予算に対してのいろいろやってるわけですから、そのときの議論の中でこういう議論が出たんですよ。民主党の首脳部の方がおっしゃった議論に、予算というのは、単年度でなくて複数年度でトータルの考えるべきだという議論が出たんですね。

そのためには関係法令の精査は当然必要ですよ。私が申し上げたいのは、現行の地方自治法の施行令の中でそんな大きなことは言うつもり毛頭ありません。論点の一つ。

まず、今の財源内訳等見ても、歳入の関係見てもそういう状況でない、実質町が財源対応してるという先ほど示した数字、これは御案内のとおり、事務方御案内のとおりですね。そこで申し上げたいのは、額は少額だけでもね、昨日の一般質問に、短い時間ではありましたがね、実態が明らかになった経過でございます。

確かに図書購入費は全部消化してますね。今回の予算補正に入ってます、当然。しかしながら、一方で今御案内のとおり補正を提案してますよね。これをトータルの学校現場考えたら、学校現場を考えましたらね、来年全くないんなら話は別ですよ。それは考え方だと思うんですよ。

トータルの現場がある場合は、現場がある場合は、例えば工事請負でしたら、一定の起点があって終点があって、これがすべてが終わったということになりますれば、あとその他何もありませんね、一般論として。

学校現場というのはずっと継続されてますよね。予算制度上はこういうことの中で提案して執行していくと、楽器を買ったと、一定のものを買ったけども、結果的に不用額になった、執行残が出たから。それは午前中の

防衛庁の関連補助事業たる農業団体が主体しているの、こういうことはあり得るんですよ。

だけど、これはもうまるっきり我が町の状況に、あなた方に予算提案権がないだけに、当初予算で認められた81億強の中に入ってたんですね、これね。それが結果としてこういう補正の状況になってるんですね。私はそこでもう少し柔軟思考を働かせていかげかと。

ただ、勘違いしていただいたら困るのはこういうことなんです。最近はどうか私よく承知してません、昔よくこういうことありました。そういうところに勤めてた同級生が、会計検査院が来るときね、要するに出先へ行って予算を使い切らんかったら、予算つかないという形で、いろんなことをやったことをこの目にしていますけど、この目にしています。

政権かわって、そういうこともいろいろと表ざたになって、いろいろと整理されてる現今でございますけども、ただ、私はそういう意味合いで持たれては困るんですけども、ただ、もう少し次年度に向けて、少しでもやっぱり教育現場においてやるということについては、ただ一般的な予算のあり方として、こういうことは一過性の中でとらえることをもうそろそろやっぱり改めて、いい意味ですよ、予算を使い切るなんてそういう不謹慎なことは提案してません、そういう必要性がなく、来年は全くないんだったら話は別ですよ、何も全くないんだったら話は別。

要するに今の款の教育費の中でね、その中で2項、あるいは3項、要するに小学校費、中学校費、このものの中でもっとも新年度もそういうことがない、学校現場もそういう心配や懸念なくきちっとやっていくんなら話は別ですけど、その辺の考え方もあってしかるべきかなという思いをね、額の問題でなくて、要するに教育現場を考えた理念からいってそういう思いをいたすもんですから、ちょっとその辺のお考え方と、これから先に向けて、どういう状況になるかわかりませ

ん、今はまだ12月定例会でございますんでね、12月定例会。

しかし、この18節予算というのはほとんどもう、これもよく、まだ決算の委員会でございませんで承知しておりませんで、中身わかりませんで、今出てる提案の補正の数字だけ私はとらえさせていただいて理念を申し上げてるだけですよね。質問の趣旨御理解いただけますね。その辺について考え方をお示しいただきたいと、このように思うところでございます。

それでは、まだ待ってください、これは特別委員会でございますので、本会議ですと3回に発言が制限されておりますんで、あなたの方はこの程度に今回はまず、また次回の定例会はまた別にしまして、また答弁によってまた再質問させていただきます。

はい、次こちら、執行機関、それでは執行機関にお尋ねをさせていただきます。まず、先ほどの債務負担行為の関係の補正の関係なんですけど、まずちょっと理解を、私自身がそんなに理解されていないんですけど、能力の問題もあるから、そしゃく能力の関係あるから個人差あるんですけども、もうちょっと実態をきちっと浮き彫りにしてよるしいのかなと、このように思うんですよ。

先ほど言った答弁については、ちょっと聞き漏らしたということもありましたんで、理解がちょっとできない面もありますけど、ただ客観的には、休憩中にも、元農協の組合長さんなり元農協の役員の議長さんあたりに、いろいろとお勉強させていただいた経過ありますけどね、ただ、この本質論に私は触れるつもりは毛頭ありません。政策論に触れませんでん。

政策論に触れてこの予算があるとかないとかって、いろんなことを言うといろんな話、もう話が出て誤解を招くこと多いんで、最近インターネット通信だから、私の発言はきちっと公になりますんで、その辺は誤解を招く心配ないのかなと思っておりますけど、この辺は誤解のないようにしていただき

たい。

この政策については、私は全く異論を唱える必要はありません。むしろ逆に、考え方としては、低金利時代ゆえにこの利子補給というのは、国・道もろもろの絡みの一体の制度的なことはありますから、そういう思いもありましようけども、むしろ逆に、しからばそういうことだったら、まだまだ違った方策もあるのかなという思いも政策論的にはありますけど、そのことについては私は触れるつもりありません。

ただ、現実対応のこととしてさらにお聞きしたいのは、私はよくわかんないが、32経営体があって、これ平成21年度つたら今年度ですよ、これは今補正予算なもんですから、このことは私はいいいんですよ、それは。議決をして了解としてるわけですから。だけど今補正がちょっとわからないんですよ、補正が。

わからんというのは18経営体、先ほど答弁はちょっといろいろと話しておりました。おりましたけど、ただ顕著に私の耳に残ってるのは、8経営体については確定してると、5,000万強でございますと、まだ確定していないのは残りの10経営体でございますんで、現段階で予算を提案を議会にしてる段階等については関係団体から確定数値が出て、それは恐らく3億強でありましよう、こういうことは先ほどの答弁で明らかになったんですよ。

問題は、何でさ、32経営体で2億9,000万が6,000万増になって、そのことがしかも5,000万が8経営体で、残りが10経営体が3億強あるというその状況の経済推移がわからないんですよ。数字としてはとらえますけど、一般論としてはこういうことになりませんでしょう。

32経営体で2億9,000万、議会にお認めいただいて債務負担行為、利子補給0.5%にやっただけと、今回議会で提案をお願いしてる補正の分については、これから下回って18経営体はいいいんですよ

よ、下回って、以内を議決してるんだから。

だけど内容が今度6,000万ふえて経営体ふえて、今の段階で3億強の10経営体が全くわからないけども、とりあえずこれ以内でひとつ利子補給したいんだと、これはスーパーL資金であるんだと、これはそしゃくすると、今新たにこのことを利子、資金を変わるんでなくて、今の実際経営体の中で事項に定めるような状況を、金融機関と、それから農業者等も法人も含めて、それを借り入れできる方の一定の利子に対してこの資金を使いたいということだと私は承知してるんですけどね、この辺の内容がちょっと希薄かなと思うんですよ。

それと同時に、もう一つは、もう一つは、このことが通常の当然利子補給補正、債務負担行為補正してるから、実質的にこれを利子補給をすべく予算を提案するということになるかと思うんですね。これは単なる枠組みですから、今出してるのは、債務負担行為の枠組み。これは当然平成31年度までですか、これ、ですね、だから23、だからそういう状況で毎年そういうことでいくという数字、額が決まっています、パーセンテージ決まっていますと、上限がね、それは一般論として、確定していつの時点で予算提案がなされるような数字になるのかなと。

これは従来もありますんで、11月の末の話、話しましたけども、あれは大家畜、承知してます、メニューは承知してるの。だからあの時点でこれは出せなかったのかというお聞きしてみたり、してるんですよ。あの補正が今回の定例会の補正ではいけなかったのかと、こういうお尋ねの仕方、その辺の相違点はどこにあるんですかと。

一步譲って、今の補正提案は、なるべく経営体の18経営体の要するに上限の額を、ちょっとしたら3億でなくて3億5,000万になるかしらんし3億3,000万になる、それを定めるべく時間をずうっと絞り込んで時間かけたけど8経営体しか決まらん、つまり総額5,000万強しか決まらんと、

残り10経営体は決まらんけど、総額として3億強で今お示してるトータル数字、要するに我々が認めた2億9,000万から6,000万強プラスしたことにとどまるだろうということの中での団体からの申し入れを受けて行政が議会に提案してると、こういうふうに私は認識してるんですね。だからその辺もうちよっと、この種の予算というのは意外とわかりづらいんですね。

いつこんなことやったと、例えばかつて開拓農協さんの関係があったとき、やはり政権は違いましたけどね、何とかその組織をあれしようといったとき、あのころ土曜閉庁でありませんけど土・日曜も、どういうことで私がかかわったかどうかあれだけど、関係職員もリタイアされた方、町長もよく知ってらっしゃるよね、当時担当課かにいらっしゃったとき。

いろんな形でああいう時限的なことはわかるんだけど、時限、だからあのときは、いやいや、あのときは空く猶予期間が短くていいという話で、いや、1年ぐらいインターバルあればあとはね、そんなんじゃおかしいじゃないかと、1年ぐらいリタイアのインターバルがあつてすぐ返済できるんなら、こんな特別な議決を得てまで措置必要ないだろうと、この数字指標を見るからにはそうならんからって一定の、だけどもごとそれは当時の農業団体もきちっとクリアしていただいてね、実際町民に一円も御迷惑かけない形でした経過ありますね。

金融機関がいろんな形で融資しないという経過があつてそういう特別な状況で、余りない状況ですけどね、ああいう一定の短いものは意外と我々もそしゃくしやすいし、議会の皆さん方も理解、こういう長いスパンになると、そして何本も出ますでしょう。

いつかの議会の中で債務負担行為、農業関係の債務負担行為の補正全額幾らですか、それを尋ねて実質の負担しなきゃならん額幾らですかとお尋ねしたんですけどね、それはきょう同じようなことをお尋ねすると、また

時間がかかりますんで、きょうはとどめて聞きますけど、ただ考え方として、きちっとやっぱり議会の議決を求めるときにはね、丁寧にやっぱりお示しする方が、それは住民に説明するということでもありますんでね、その辺にちょっと再度、総括質疑に際してお尋ねしたいなど。

次にお尋ねいたします。次に、今回当初予算81億強から今回91、約10億くらい当初予算、この当初予算、ここに今手元にございますけど、そこで今12月定例会でございます、もう1定ございますけど、実質四半期しか残ってませんね。

そこでお尋ねしたいのは、今今回4,300万ほど基金繰入金も減額しました、減額は財調ですから、それなりの利用の中で基金繰り入れして資金運用して、なおかつ一定の資金が入ってきて繰り入れもう一回戻したという、これは大体当初予算からそれほど狂っていないのかなとは思ってますけどね、今後今年度中ね、これからまだ四半期残ってますんで、先へ向けて最終的にこの種のもの、大型事業はないけども、ないんではないかなというふうに予測しますけどもね、つまり歳出で投資事業的に目されるようなそういう予算はもうないだろうなと思えますけど、あるとしたらね、この状況だとまだあるような気がしますけど、その辺もお示しいただきたい。

そうなりますれば歳入の方も、歳入の方もそれ相当の、現状の中ではね、今私どもが補正予算、する予算の中では執行がかなわないわけですから、しかるべく歳入も、歳入メニューはよく承知しておりませんが、その辺はちょっとお示しいただきたいなど、このように思うところでございます。

なおかつ、そういうことになりましたら、次に歳入の中で、一定の歳入のメニューなり基金繰り入れはこれ以上ないのかということと、それとあるとすれば歳入のメニューは何なのかということ。

それとあわせて、一定の事業の投資事業あるのに、もう交付税なんていうのは、これだ

け交付税の現計予算がございますんでね、今回は関連予算の補正はございませんけどね、あわせてどのような数値でおさまってしまうのかね、それと同時に町税はどうなっていくのかね、そうするとトータル的にね、トータル的に歳入歳出の平成21年度の浮遊視的な予算規模は明らかになってまいりますよね、それはどうなっていくのかと。

質問の趣旨御理解いただけましたでしょうか。ありがとうございます。まず第1回、そんなようなことでお尋ねをさせていただきたいと存じます。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） お答えいたします。

私、教育委員会の方に対する御質問につきましては、18款の備品購入費等の関係と、それから歳入全般に占めます考え方というふうに問題をとらえておりますので、それについてお答えしたいと思います。

まず、教育費でございませけれども、教育費そのものは、国費と町費をもって予算を計上するということが、日本全国これは皆同じような考え方でやっておると思えます。

交付税につきましては、児童・生徒数、それから学級数、それから学校数、こういったものを基準として18学級、それから720人というこういった定員をもとに、交付税として計算されて交付されているわけでございます。

それらに入りました交付税につきましては、当初予算で21年度におきましては約5億1,000万になりますけれども、平年ですと大体4億、工事費が伴わない場合は、大体4億円程度の年間予算ということになっております。

それで、ただいま御質問いただきました備品購入費でございませけれども、今回の減額につきましては、既に当初予算で計上いたしましたものを執行いたしまして、その執行の残、避難器具につきましては9,000円、それから楽器につきましては7万1,000円、

それから配当用備品につきましては16万4,000円という減額を計上させていただきました。

特に配当用備品につきましては、本来要求されておりましたアコーディオンを購入したいという学校からの要望で予算を計上したわけですが、学校の方から、廃校のアコーディオンを使って十分まだやっていけるということで、新たに買わなくもよろしいということで、この部分を減額するものでありまして、そういったような執行残ということで減額させていただきました。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方から、債務負担行為の関係の仕組みと申しますか、細かな部分は除きまして、説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほどの御質問の中でありました11月のときとの違いというのは、あれは先ほども課長から答弁したとおり、畜特資金という言葉で言っているすなわち過去の負債の整理、これはわかりやすく言えば高金利の借入金を低金利の資金に借り換えをする、これが畜特資金であります。

今回お願いしている分につきましては、スーパーL資金ということで、これは新たな例えば農地を取得するですとか、一定の要件あるんですけれども、例を挙げますと、農地を取得するですとか、あるいは経営をさらに例えば規模拡大するですとか、そういったこれも言葉をかえれば前向きといえますかね、前向きな資金、費用に対する貸し付けということでございます。

この貸し付けにつきましては、これは先ほど言った畜特資金もそうでありまして、関係機関で融資協議会的なものを組織しておりまして、その中で経営体個々の計画、しっかり審査をして、この経営体は貸し付けしてもいいよというこんなことで最終的に決定をし、貸し付けするということになります。

それで、畜特資金とこのL資金の違いというのは、畜特資金の場合は一定の期間で一斉にこうやるんですね。このL資金の場合についてはその都度なの、その都度やるんですよ。例えば毎月やっていくんです。4月は例えば安久津という経営体でやったり、5月は審査整ったところで田中という経営体であったりということでございます。

それで一番当初、3月定例会で債務負担行為の承認をいただいたのが、先ほど来から言われている32経営体でしたか、その分の利子補給の分についても、当初予算で370万強の予算をお認めいただいているということでございます。

もう一つ、このL資金につきましては、生産者、末端は実はゼロ金利なんですよ。北海道が50%、町が50%という形で、現状では、これは17年度から利子補給期間は10年ということをやっているということでございます。

それで、今もう12月段階ということで、一定の貸し付け実行もされてきたということも含めて整理をかけていった中で、先ほど課長が説明したとおり、もう融資実行したものについては8経営体、そして残りはまだ少し残ってるけどもということで、今回、債務負担行為の変更ということでお願いをしているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、今後の補正の見込みでありますけれども、今現在、今回の補正をお願いをして一般会計92億3,000万円程度の予算になりますけれども、今後は今予定をしているのは、学校の耐震化事業の実施を予定しております。

この間、今年度予算も含めてなんですが、耐震診断、耐震補強の設計等々を今やっているとありまして、まだ設計中ではあり

ますけれども、小学校4校、足寄小学校の耐震補強、大誉地小学校の屋体の補強、それと芽登小学校の校舎補強、螺湾小学校の校舎及び屋体補強ということで、約2億円の事業費を想定をしているところであります。

それに対して、耐震補強については一定程度、点数によって補助率が変わってきますけれども、最低は50%から、2分の1から3分の2ということになっておりまして、今回もう既にこの部分の内定は、文部省の補助金の内定はいただいているところであります。

ただ、補助裏の分、補助裏というか、補助残の分については公共投資、麻生内閣の補正予算の部分の公共投資という特別枠がありますので、これは文部省的には55%つくといったことで、歳入確保につきましては、その補助と文部省と公共投資でほぼ満額補助でいけるという判断をしているところであります。

次に、足寄中学校の屋体の耐震補強でありますけれども、これは若干経過は報告をしているかと思っておりますけれども、補強工事では対応ができないということで、危険改築で全面改築をすることにしております。

これは耐力度調査等を踏まえて、これもまた文部省から内示をいただいておりますけれども、総工事費では約3億5,000万円程度を考えております。

この分についても、先ほどと同じでありますけれども、文部省の補助が55%、残り分については公共投資が55%の対応ということで、この部分につきましては、すべてがその補助ではいきませんので、55%でいくと、どうしても補助率が低いものですから、55%ということで、この分では起債が生じます。

今、過疎債にするか学校債にするか、その結論はまだ出ておりませんが、いずれにしても、残額についてはほとんど起債対応ができるということでございます。

合わせて大体5億5,000万から6,000万円の補正予算を今後お願いをしたいとい

うことで考えておりました、それに伴っての純粋な一般財源というのは1~2,000万円程度だろうというふうに思っております。

それで財調の関係でございますけれども、今回補正に伴って最終的には財調、公共建設基金の取り崩しというのは約1億4,000万円程度になってると思います。ですから今後5億6,000万円程度の事業費を補正をお願いをしても、そこで財調の取り崩しは、先ほどの一般財源1,000万か2,000万の部分での取り崩しというのがあるかというふうに思っているところであります。

それとあと、町債でありますけれども、先ほど言ったように恐らく、私どもは今要望しているのは過疎債でございますけれども、これは先ほど言った耐震補強、さらには足寄中学校の改築に伴って、約1億円ちょっとの町債はふえていくというふうに思っておりますけれども、これは今のところまだ、もっと早く予算計上すればよかったんですけれども、今回の補正の中で国の補正の中での予算消化をしておりますので、設計作業等々もその補正予算で対応しておりますから、2月いっぱい工期になっておりますので、今工事中だということで、正確な工事費が出ていないということと、文部省の内定はいただいておりますけれども、公共投資の関係は内閣府だと思っておりますけれども、そちらの方の内示が出ておりませんので、そういった部分で今の予定では、1月末か2月初旬に臨時議会をお願いをして、その時点での補正を組まさせていただきます、これは補正予算でありますから、繰越明許の事業になるというふうに文部省的には言われておりますので、そういったことで御理解を願いたいと思います。

ただ、もう1点あるのは、ここに来て新しく政権がかわって補正予算が組まれるといったことで、ただ、年内には多分、議会もございませんので、国会がありませんので、恐らくこれは繰越明許になるかと思っておりますけれども、その中で17.2兆円の補正予算が組まれるとすれば、公共投資といいますが、道

路補修だとか、具体的なメニュー、まだ具体的には出ておりませんが、一部私どもの町でも消化をできるような補正予算が組まれるんだとすれば、今年度これもいずれかの時点でそういった情報を整理をして、来年度の繰越事業になるかと思えますけれども、そういった補正は考えているところではありません。

これは相手のあることです。メニューにもよりますが、そういったことでちょっと長くなりましたけれども、結論は、今回組まれた財政調整基金の取り崩し等々は大幅な変更というのはございません。ただ、総額で5億6,000万足していきますと98億に近づいていくと、総額は、ということで御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まず、教育委員会からお尋ねを再度させていただきます。問題は教育費、10款全体の予算は先ほど説明したような枠組み、これは承知してる範囲ですね。今18節ね、18節に限定して、それなりの学校現場との関係と、昨日私の一般質問との教材等の学校現場における状況の中での考え方をお尋ねをさせていただいてるんですよね。

そこで先ほどアコーディオンの話しましたけど、そういうようなミスマッチみたいなことは、本当に学校現場としてね、行政委員会、行政委員会の教育委員会の方としてもそんなことが予算要求したと、学校現場でまだ使えるから、それ使うから買わなくていいわというようなそんなことがなってくると、実際この予算を我々議会に出してることの持つ意味だって全然違ってきませんか、そんなことが。

そんな答弁は私は聞きたくなかったんだけど、あなた正直だから、まことしなやかに、まことにその実態を今答弁したんでしょうけど、私が申し上げてるのは、仮にそういうこともあるかと思えますけど、そういう執

行というのは普通あり得ない話ですね。

我々議会に対して、この予算というものを認めてね、それが3項予算だったのか2項予算の18節なのか、アコーディオンですから3項予算でしょうね、要するに中学校費予算だと思えますけど、それはやっぱりその辺はきちとやっぱりコンセンサスを得た中で、予算という重みとやっぱり血税投入という重みと、先ほどの農業予算とは全く関連ない単独の場合については、やっぱりあり得ないミスマッチだというふうに私は思うんですよ。

私が申し上げてるのはね、むしろそんな私がそれほど聞きたいような、余り聞きたくないような実態を答弁の中で明らかにされたわけですけど、むしろやっぱりこういう状況になれば、学校現場中心に従って、先ほどの民主党政権がやった2カ年度予算ということでトータル的に経済振興を考えたらどうだろうという発想も一時あったごとく、今申し上げてるのは、そこまでいくとは、国家予算であると国の法律改正もあるし、我が公共団体については当然ね、同じような状況にあります、そこまでは言いませんけど、トータル的に考えた場合、地教委として、何とか予算提案権がないのに学校現場で聞いたけどもこういう予算をつけた、それはしっかりとてやっぱりその成果を出していただいて、基本は何かというとエンドユーザー、つまりお子さん方の子供、児童・生徒のために供するということが大原則ですから、私はやっぱりハード的に、今これからの当該年度予算の関係で耐震の関係、小学校あるいは中学校の改築の関係の答弁ございましたけど、そういうハード的なことも大事でしょう、当然。一定のメニューが来てますからね。

昨日の一般質問で申し上げておりますように、学校の学校数だって、わずかが35年目で4校、8校が、つまり合計12校が5校になったわけです、現状的にね。そのなるまでのいろんなプロセスがあるわけですよ。

当時の教育長から次長から教育委員会教育

委員さん、父兄、PTAからもろもろの絡みの中でここへ来た、むしろここまで来ますと、僕はやっぱりこれだけ学校数減って児童数もこれだけいくと、意外とそういう意味では、きょうも休憩中に国際バカロリアの教育の話をちょっと資料をお見せしましたけどね、あれまで、ああいうところまでハイレベルまでいなくても、やっぱりむしろ緻密のあるね、一方で35人学級が云々、以下の云々なんていう話、これは向こう側が先生ですから、学校、小学校の連合会の全国連合会の会長さんね、11月25日に文科省へ陳情に行ってますね。

だから私はやっぱり一般論として言わせていただければ、科学技術が仕分けになったと、ノーベル賞受賞者が行ったらテレビばっかとりえてあるんですよ。教育関係者の小学校の校長会、要するに全国の校長から会長行ったら、全然テレビにも映らないんだ、実際はだけど11月25日に行ってるんですよ。それほど地道なものであるけども、一番大事なものであるというのさ。

したがって、あなた方も学校現場に携わってる行政執行する公のサポーターなの、公のサポーター。そういう意味合いからすれば、この予算というものをきちっと執行していただきたいし、ただ単なる予算総計主義とか、そういうことにとらわれなくて、実際の予算を議会で認めた、それをいかに有効適切にね、そして来年度学校がなくなって全部学校なくなるというんだったら話は別だ。

そうじゃないわけですから、それは現場、学校現場通じて卒業しても入学者があって、数の問題は別として、そういうことを考えたとき、やっぱり予算の使い方、学校現場のやっぱりサポートのあり方等もこういう予算を通じてしっかりしていただきたいなというのが私の思いなんですよ。

その辺について再度、今度は事務的なことでなくて、これは教育長、事務長もことし定年と聞いてますが、本当は次長あたりにきちっとやっぱりもう一回、もう一度次長から

聞きたいな、来年の3月にまた聞きたいと思ってますけど、とりあえずきょう、この段階であなたが事務方の最高責任者として、実質で教育おりますけどね、ちょっとその辺についての考え方をお示しをしていただきたい。

次に町長部局、私が先ほど申し上げてるのはね、11月の補正のメニューも知ってるし、初めての債務負担行為でもないし、中身もよく承知、そんなことも承知の上なんですけど、ただ、たまたま11月の末に議会があったもんですから、それと今のこの議会とね、1日招集とどれほど差があるんですかということをお聞きしてるんですよ。

中身は重々承知してる、初めての債務負担行為じゃないわけですから、実態はいやというほど知ってるんですけど、その辺はどうですかという意味でお尋してるんですよ、そういう意味でね。

一方で、農業政策ということではいいすれば、金利安いといえども、なかなかやっぱり多額負債がありますれば、それらに農業コストにかかってきますんでね、すべてはこのL資金使えないんですよ。かなり選別されてるんですよ、私の知るところでは。

実際にこれ現実問題として農業者が、過日の大家畜の債務負担行為額2本と今回のこれが1本で3本合わせたことが、農業者全体にかかわる負債額だといくんだったら最高ね、それぐらいでしたら、そういうことにはならんはずですよ。

むしろ違った形で、使えないプロパーもろもろ含めて、プロパーということになれば、一定の資金調達金利もあってこんな有利な条件に、有利な農家にほど有利な条件で一定の資金運用できるのが実態なんですよね。私はやっぱりそれ以外のところにどういう手を差し伸べるれるのかなという思いはしてるんです。常日ごろ思いしてるんですよ。

それともう一つは、今回、今回というよりも、今年度非常に湿害が多うございまして、知ってのとおり、大雨災害出た、その辺が状

況はわかりましたけども、ただ、過日の議会で一定の基盤整備の形はやりましたね、40%、20%、20%、これは承知してます。議会もお認めしました。現状でどんな執行になってるのか私は承知してません。もうだんだん凍結にも入りますね、やっぱりこういう機会の中で、そういうことも含めて明らかにしておいた方が私はよろしいのかなという思いはしてるんですよ。

それともう1点、その事業実態と、もう1点はね、先ほどの金融に関するお話をしましたけども、そういう湿害対策の状況であって、このL資金使えるなんていうのはもう本当に、だけど実際の金融状況は、それを含めて共済の問題もありましょしね、もろもろ問題を含めて現状の中で、まだ民主党政権、所得方式導入しておりませんね、現段階ではね、少なくとも当該年度はありませんのでね、それどんな状況にあるのかね、その辺もちょっとこの際明らかにしていただきたいなと。

それから、次にお尋ねしたいのは、お尋ねいたします。先ほど投資事業、これから大きな耐震もろもろ含めて5億5,000万程度の大型事業、投資事業的なものが予算提案されると、一般財源は1~2,000万だろうと、基金もそれほどかからんと、起債等についても1億程度、過疎債を使えば、したがって財政運営上、これはこれから想定しますよと、こういうことの答弁でした。

そこで私が再度1番に聞いたのは、それじゃあしからは地方交付税はもうあれで満額なんですかと、今回は全くさわっておりませんねと、あるいは町税だって満額なんですかと、実質的に歳入未済額もろもろ考えたとき、実際どうなるんですかということがまず見えてこない。

3月の段階でどの程度見えるか、3月だって、出納閉鎖期の3月末に議会が開会するわけじゃありませんので、それは4月、出納閉鎖期になってから3月議会をやれば、もう当然確定はできますけど、今予測のつかないと

ここで、ましてや私自身は全く執行に携わっておりませんので、その辺についてどうなるのかなと。

そうすると最終的には大体この今の大型規模の予算の5億5,000万強が歳出規模になって、今の92億3,000万強にオンされて大体こんな数字で98億ぐらいでおさまって、片方の歳入は、さっき総論的に求めたような形で町債と一般財源、それはまあ、基金繰り入れ等もあの程度だと、こういう形で、そうすると総額はどうかかなと、こんな思いをしてるんですが、その辺はいかがでしょうか。

それとあわせて、あわせて、何せ回数制限あるもんですから、本当に質問する方も大変なんですよ。あわせて、先ほどの農業のカバーリングする政策的なことなんですけども、さっきからも何回も申し上げましたけども、L資金なんか使えるとか制度資金使える農家はまだいいんですよ。

僕さっきから言ってるように、そうですね、ここ1年ぐらい、それはほとんど見てますから、農業団体の決算書。今までは農業団体二つありました、二つとも何らかの形で組合員さんに見せていただいて勉強させていただきました。

今、農業団体一本になりましたから、今の農業団体の予算書、非常に見やすいんですね。素人でもわかる財務証憑も明らかになって、これはどういうようなメニューなんだと、もう色づきで解説まで加えて、私のような能力に欠ける男も、全然利害関係ない男もすべてがわかるような総会提案の予算・決算書なんですな。

そういうことからいくと、今我々が、要するに我々がというより、町が金融的にカバーリングできる政策予算の例えば金融一つに絞っても占めるシェア率というね、それほどでもないのかなって、これだけあるとすれば、どういうところにこういう実際は農業団体が政策を遂行する、行政がどういうことにかかわり合って、特に今年度の場合みたいな

場合はね、どんなことでもかかわり合っとうカバーリングできる程度なのかなとか、やるべきことなのかなということを日々ずっと考えて、あの災害の結果出て基盤整備やった以降ずっと考えておったんですよ。

今回一般質も考えたんですけども、所管委員長ということもあってね、私はまだ現段階そういう立場にないから、そういう意味ではあれなんですけど、そういうことがあって質問いたしませんでしたけど、その辺も非常に重要関心事でありますんで、この際、定例議会でありますんで総括質疑を通じてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） お答えいたします。

学校教材、特に18節の備品等につきましては、今後とも学校と十分協議を行うとともに、少しでも学校が授業がやりやすいように、必要なものは整備していきたいというふうに考えております。これを機に、十分精査して対応したいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） それでは、予算の関係を先に、まず地方交付税の関係でありますけれども、普通交付税、臨時財政対策債、この部分はもう既に額が確定しております。その決定額で補正が済んでおります。

もう1点だけ、特別交付税だけが額が確定をしておりますんで、当初予算では3億9,000万円の予算措置をしているところであります。

これは昨年の実績額のマイナス5.3%で予算計上をしておりますけれども、この部分については、3月の初めでないと正式な通知が来ませんので、全国的に大きな災害等があって、それとか北海道で特にどこかの市町村が災害等々で大きく食われる、食われるという言葉は悪いですが、財源措置がされる等々がそういったことがなければ、大体

読みどおりでいつもはおさまっているところでありまして、もう1点、町税の関係でございますけれども、私ども行政としては、毎月毎月、昨年度対比で徴収状況の数値でチェックをしていっているところであります。11月分のチェックまででいくと、昨年ベースで大体進んできているのが事実であります。

ただ、担当部局の方から言われているのは、法人町民税がやっぱり落ち込むかもしれないといったことで、今後の今の経済動向の大きな影響を受けるところでありますから、そういった部分では、今の時点で大丈夫かと言われても、なかなか返事が難しくなるのかなというふうに思っています。

そういった部分で先ほどの大型事業を補正をしても、歳入的には大きな取り崩し等々はないと申し上げたのは、もう一つあるのは、3月決算で不用額の整理等々がこれからされますので、そういった部分からいけば、燃料高騰だとか、そういったこの間あったような事情も今のところありませんので、大きな事業、先ほど一番最後に申し上げたように鳩山内閣の補正予算がどれほど出てくるかによっては、若干状況が変わるのかなと思いますけれども、今のまま推移をすれば、大きな歳入欠陥等々に結びつくような事柄はないのかなといったことでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 債務負担行為にかかわる部分で、まず提案時期の問題につきましては、畜特資金の場合につきましては、貸し付け実行日が基本的に11月30日ということになってございますから、これはやはり議会でしっかり議決をもらっておかないとまずいということで、臨時会で提案をさせていただいたということでございます。

なお、L資金につきましては、一定の整理がついた今定例会で提案をさせていただけるということでございます。

なお、ほかの今年度冷湿害に伴う対策等々を含めて、あるいは所得補償制度、今年度は

品目横断、品目横断って、今名前は変わりましたがけれども、そこら辺の状況、今ちょっと手元に資料がございませんので、少し休憩をいただいて、ちょっと整理をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時25分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） まことに休憩をいただきましておわびいたします。それでは、3点の高橋議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の湿害対策の実施状況でございますが、現在のところ70%以上が進んでおりまして、一部暗渠が残っているような状況でございます。

2点目の農業所得補償及び共済金の影響額、損害額につきましては、まだこちらの方に情報としていただいておりますが、近日中にはそういったことで報告がなされるのかなということで考えてございます。

3点目の新たな制度として考えてるのかという御質問でございますが、先般、12月7日に十勝支庁で、平成21年度冷湿害等災害対策にかかわる説明会が開催されております。

その中で今現在、12月の道議会の4定の中で予算が提案中でございますが、新たな事業としまして、冷湿害等農業経営維持資金融通事業というのがございまして、これが今新たに検討されてございます。

その中でこの事業について一部申し上げますと、利子の助成率が0.45から0.9%の範囲内で市町村が利子助成した場合、その6割が道が負担していただけないという新たな制度でございます。

こういった資金も今後検討してまいりたい

と考えておりますので、以上で答弁といたします。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今、農業湿害問題3点が出ました。70%以上だと、暗渠残っていると。いずれにしても、ことしまだそれほど寒さが厳しくてね、どんどん凍結が進んでるなんていう状況ではありませんけど、これも遺憾なくひとつ速やかにして、なおかつ町としても40%負担している経緯もあり、きちっとしたやっぱりチェック機能を果たしていただいて、しかるべきにはしかるべく所管委員会等に一定の報告をしていただきたいと思いますもんだなど。

できれば3月、つまり平成22年度第1回定例会あたりになると、総体的なことは行政報告がなされてればなおよろしいのかなど、こんなような思いをいたしておりますので、その辺の考え方をまずお聞きしたいと。

次に、こういう湿害対策があり、まずはその辺の経済の実態が明らかにされてない、承知してないということもちょっと不可思議だなど。

そのことの持つ意味はこういうことなんですよ。11月の債務負担行為補正があって一定の金融にかかわるものあり、そして今回のもの、一定の金融に関する農業経済の債務負担行為の補正もありと、こういうことはやはり相あわせるとね、極論から言うと、先ほどのあえてそんな債務負担行為のメニューについての解説は全く必要ありませんけど、きょうも町長もきめ細かく答弁されておりましたけどね、今回の問題も答弁お聞きしましたけど、ただども、さりとてその辺もトータル的になってるのかどうかということ、私は全然見えてこない、見えてこないんですよ。

L資金だったらもう、全然もう別な次元の話かなという思いもいたしますし、だからその辺の要するに経済政策効果がどうのこうのなんていう、私はそういうことを申し上げるつもりはありませんけども、ただ一つ言えることは、客観的に我々素人が見ても明々白々

な状況の中で、すべて経済行為ですから、それがやっぱり基幹産業という位置づけの中から考えたら、どの程度行政がカバーリングしなきゃならない、そのためには実態、それを担ってる経済団体がどの程度きちっと押さえて行政に対してね、だって、債務負担行為のお願いに来て一定の中でやってきてる経過あって、今、議会に提案してるわけだから、そういうことになりましたれば、そのぐらいのことはやっぱりつまびらかにやっぱり承知してしかるべきかなと。

しかし、相手の言っていないことに承知せといたって、これは無理もあろうことは承知してます。要するに行政がみずから執行してるわけじゃないので。しかしながら、やっぱりこういう機会をとらまえて、当然やっぱりそういう議論が出るということは必要なわけですから、その辺もしっかりと押さえていただく努力があってしかるべきだなと。

ただ、主要団体に対する批判論は私は避けたいと思いますけどね、行政としてそのぐらいいかがなもんだろうかという疑問を呈さざるを得ないんですよ。

次に3点目、今この畑作業の状況を見た中で、今、道議会で、この間十勝支庁の説明会であったと、今の担当課長の答弁、0.45から0.9までの利子補給をやると、そのうち、その利子補給のうち補給をした公共団体にはその60%を道でもって公共団体にしたって、財政出動よろしいよと、こういう提案をしてるということですね。

それ裏を返すとあれですね、今債務負担行為補正やった0.5%以内、これは一定のスパンはございますけどね、0.54%なんですよね。例えば上限の仮に0.9%足寄町がやるとしたら、その負担は0.54来るわけですから、残りは足寄町が負担たってそれほど大きくはありませんよね。

そういうことを考えると、今何か担当課長は、もう意思決定したごとのような答弁だったんですけどね、そういう意思決定をさ

れたという、理事者が意思決定をして、その政策を導入するというふうには受けとめてよろしいのかどうかの確認をこの際しておきたいんですよ。

道議会は提案したよと、こんな形でこれに向けて今予算提案してる、道議会開会中で終わってませんけどね、けどその中の対応として、これに対しても資金対応やっぱりせざるを得ないと。

昔はやっぱり冷害があったら、一般論で言わせていただければ、僕の記憶に間違いなければ、いわゆるマル勘資金的なもの出ると、意外と農業団体の金融が幅が持てるというか、場合によってはそれなりの対応もそれなりに、相当昔の話ですから、今、時代が違いますんで、6%金利の時代のお話し申し上げてるわけですからね、違うかもしれませんが、一般論としてそういうことがあることは否めない事実なんですね。

だから、今回そのことがこれだけの利子補給が道がする、そしてそれを町村がやるとすればその60%はカバーリングして道は財政支出をすると、そうするとそれは先ほど申し上げたような状況に数学的になりますんで、先ほど担当課長は、もうそれをすると言わんばかりなことだったんですけど、その辺の政策意思決定はされて、そのことは要するに当該農業団体に対して、あるいは当該農業者に対してね、足寄町の安久津町長として今回の金融対策としてね、今基盤整備は終わりました、それはそのとおり、御案内のとおり議会も可決しました。今報告あったとおりです。あとチェックして成果を待つだけと。

だけど、今の3点目の分については未来形ですからね、そういうふうには受けとめてよろしいのか、確認の意味で最終お尋ねをしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、先ほど経済課長からお答えをいたしましたことしのちょっと異常なまでの冷湿害

の被害という部分で、そこでいわゆる品目横断の補償、あるいは共済金の補てん、この状況が一体どうだったのか、そしてそこを補てんされた後どれぐらいの被害額といたしますかね、この詳細はまだ掌握してないという、そういう意味では、本当に御指摘のとおり本当にそんな悠長なことでもいいのかというこれは御指摘免れないなというふうに思っております。早急に、そのことも含めて農業団体と連携をとりながら、一刻も早く状況をつかまえないなというふうに思います。

それから次に、じゃあ我が町の対策ということでございますけれども、これは先ほどもありました当然町独自の対策ということで、特に水のたまる場所の緊急避難的な対策をやる、これ確認をしたのも、農業政策懇話会というところで、ことしの現状を踏まえて何が対策必要なんだということで、まずは当面してこれだということでここに絞ったということでございます。

さらに、帯広近郊周辺は、後半の天候回復で一定程度作況が回復した、この差は何なのかということ、やっぱり基盤整備の差だということがこれは農協の幹部も認識しております、であれば、引き続き新年度以降事業メニューを探して、そういったことも含めて道なり国なりに要望していく必要もあるのかということも含めて、打ち合わせをさせていただいたわけでありまして、これまた年内に、また私自身も組合長を初めちょっとお会いをする機会をつくって、その辺のことも協議をしたいというふうに思っておりますけれども、ちょっと非公式な話で聞くところによりますと、やはりいつとき北海道が独自にパワーアップ事業で、末端生産者5%負担でいるんな事業ができたというこの程度の負担であれば、当然やりたいという気持ちはたくさんの方が持ってる、当然持っているというふうにはお聞きしましたけれども、これがどういうメニューがあるのかということも含めて、最終的には生産者が末端でどれだけの手出しといたしますか、負担になるのかと、ここ

がやっぱり非常に大きな問題だというそんな話もお聞きしてますから、その辺も含めてできるだけ早く懇談の場を持って、少し意見交換をしてみたいなというふうに思っております。

また、あわせて、この政策懇話会のときに私も思っていたのは、仮に町独自で何かを打てるとしたら、やっぱり一定の資金のことぐらいしかないのかなと、そのときにただ利子補給までとなると、これは本当に議会の方もしっかり打ち合わせさせてもらわなきゃいけないなと、こんなふうにも思っております。

そのときにも、北海道としても何らかの対策を考えるという情報は得ておりました。そこでその資金的なものについては、北海道の対策の状況も見ていきたいというこんなことでございました。

そこで、先ほど課長がお答えしたとおり、北海道も今開催している定例会の中で具体的な案が提案がされた。先ほどお答えしたとおり、我々の末端のところも、これは議決になるんだろうとは思いますが、まだ説明会が開催されたばかりということでございます。

まだ決定したわけじゃございませんけれども、少なくとも北海道も含めてそういった制度が確立されるということであれば、これは当然私どもとしては、我が町としても可能であればそれに乗っていきたく。

当然その条件が整って、さらには借り入れをしたいという生産者がいるとすれば、これは農協とも打ち合わせをしながら、最終的には議会とも相談をさせていただいて、私は前向きに取り組んでいきたいというふうに考えているという、現段階はそういうことでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わ

ります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第130号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第12号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第130号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第12号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時50分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

延会の議決

議長(吉田敏男君) ここで、お諮りをいたします。

本日は、これで延会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会にすることを決定をいたしました。

延会宣告

議長(吉田敏男君) 本日は、これで延会といたします。

次回の会議は、12月14日午前10時より開会をいたします。

午後 2時51分 延会